

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………(産業労働局農林水産部調整課)……………一

告示

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○平成二十三年東京都告示第千三十六号 (建築計画概要書等閲覧場所の設置)の一部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二

○居室サービス事業者の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………二

○介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………七

○東京海区(小笠原地区)における共同漁業権に係る漁業の免許予定日並びに申請期間……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二〇

○港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二〇

○港湾施設の供用中止……………(同)……………二〇

告示(公)

○令和三年東京都公安委員会告示第百七十号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四條第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部改正……………二〇

○東京デジタルファースト条例施行規則第四條第一項及び第二項ただし書に規定する都の機関等の定めるところ等……………二

規程(水)

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………三

告示(水)

○使用水量の計量業務の委託……………元

公告

○土地区画整理事業の清算金等金額通知書の送付に代える公告(二件)……………(都市整備局第一市街地整備事務所管理課)……………三〇

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三〇

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………三三

雑報

○当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三三

規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年十一月一日
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百一十一号

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十二年東京都規則第百十八号)の一部を次のように改正する。
別表三の項中「養殖用えさ薬剤施用機具」を「養殖用肥料薬剤施用機具」に改め、同表四の項中「第六条第三項」を「第六十條第三項」に改め、同表八の項(一)中「水産業強化対策事業計画」を「水産業強化支援事業計画」に改め、「産地水産業強化計画の実現を図るための施設整備支援事業を実施する場合に市町村が策定する計画(以下「施設整備支援事業実施計画」という。)」を削り、同項(二)中「(以下「離島振興地域」という。)」を削り、「(以下「振興山村地域」という。)、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改め、「(以下「過疎地域」という。)」を削り、「の小笠原諸島振興開発計画の対象地域(以下「離島振興対策実施地域等」という。)、水産業強化対策事業計画の対象地域又は施設整備支援事業実施計画の対象地域内の漁業者」を「に規定する小笠原諸島又は水産業強化支援事業計画の対象地域(以下「離島振興対策実施地域等」という。)」内の漁業を営む個人」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都漁業近代化資金利子補給規則第七條第一項の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第千三百二十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十條の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目

地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可した
ので、同条第二項において準用する同法第五十条の八第一
項の規定により、次のように告示する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

一 再開発会社の名称

神六再開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開
発事業

三 事業施行期間

平成三十一年二月十五日から令和五年九月三十日まで

四 施行地区

渋谷区神宮前六丁目地内

五 事務所の所在地

渋谷区神宮前六丁目二十八番四号

六 施行認可の年月日

平成三十一年二月十五日

七 変更の内容

事業施行期間を令和六年八月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十一月一日

●東京都告示第千三百二十九号

平成二十三年東京都告示第千三十六号(建築計画概要書
等閲覧場所の設置)の一部を次のように改正する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改
める。

附則

この告示は、令和三年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千三百三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一
項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、
同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一
年厚生省令第三十六号)第百三十一条の二の規定に基づき、
次のとおり告示する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 訪問介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人八丈島ドロップス	ヘルパーステーションドロップス	八丈島八丈島八丈町大賀郷1463	令和2年8月1日
合同会社F&K	お・結びケアサービス	文京区千石4-46-14 青山ビル401	令和2年8月1日
株式会社サンライフ	サンライフケア大島ステーション	江東区大島7-8-3	令和2年8月1日
合同会社コーディアルスタイル	訪問介護本舗 優	品川区小山3-22-6 メゾンいずみII221号室	令和2年8月1日
合同会社にんじんふりー	ハッピーケアサービス	練馬区北町2-31-23	令和2年8月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター足立扇	足立区扇2-35-8 パークハイツ扇1F北	令和2年8月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター江戸川中央	江戸川区中央1-16-5 中里ビル1階4号室	令和2年8月1日
株式会社グローバルサポート	訪問介護ケアレジデンス立川	立川市富士見町5-14-7	令和2年8月1日
株式会社仁	がじゅまるヘルパーステーション	調布市下石原3-47-3	令和2年8月1日
株式会社フロンティア	訪問介護本舗 緑楽家	清瀬市松山3-17-7 山登ビル1階	令和2年8月1日
株式会社Live universe	LIFE PROJECT	多摩市愛宕4-9-7 ハロックスプラザ106	令和2年8月1日
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ南砂町	江東区南砂3-6-6 砂町マンション105	令和2年9月1日
株式会社コスモインターリアリティー	シティ	目黒区八雲1-7-21 第二ベルハウス401	令和2年9月1日
一般社団法人GIVER	GIVER訪問介護ステーション	目黒区鷹番3-21-14 光南マンション102	令和2年9月1日
株式会社ひだまり	ヘルパーステーション ひだまり	中野区中野6-12-6	令和2年9月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター阿佐ヶ谷	杉並区阿佐ヶ谷北1-29-16 杉野ビル202号室	令和2年9月1日
合同会社ことのは	ことのは	杉並区天沼3-14-11 興振ビル310	令和2年9月1日
OUR合同会社	アワーケア	豊島区東池袋3-23-10 フジビル201	令和2年9月1日

有限会社マルシモ	マルシモホームヘルパーサービス中板橋	板橋区仲町36-6 パサニアハイツ小宮204	令和2年9月1日
株式会社ケア21	ケア21 北千住	足立区柳原1-9-13 オーシャンフォレスト1階	令和2年9月1日
株式会社ケア・スポット	ケア・スポットみずえ	江戸川区東瑞江3-31-6	令和2年9月1日
株式会社ベストライフ東京	ベストライフ西国立訪問介護事業所	立川市羽衣町1-19-31	令和2年9月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター東小金井	小金井市東町4-18-5 三義ビル302	令和2年9月1日
株式会社ウェルイノ	ケアステーションウェルイノ	東久留米市東本町16-5 JUNプレジ東久留米203	令和2年9月1日
株式会社ケア21	ケア21 多摩永山	多摩市馬引沢1-18-11 マンション花みずきA 1階	令和2年9月1日
ベストリハ株式会社	ベストリハ訪問介護ステーション銀座	中央区新富1-3-11 銀座BLD No. 1 2階	令和2年10月1日
株式会社QREATORS	訪問介護事業所 くるみ	港区東新橋2-3-17-1907	令和2年10月1日
合同会社菅原	訪問ケア セラビ	新宿区高田馬場3-13-1 ノークビル3階	令和2年10月1日
株式会社光陽会	光陽園	大田区久が原3-14-20	令和2年10月1日
ブルメリア株式会社	ブルメリア介護センター	世田谷区世田谷4-20-11 TSビルステイジア世田谷103	令和2年10月1日
特定非営利活動法人アスター	訪問介護アスター	渋谷区代々木2-36-10 アドウェル代々木206	令和2年10月1日
合同会社エタニティ	合同会社エタニティ	板橋区桜川2-28-25 クレストカスガ50C	令和2年10月1日
株式会社STウィル	ウィルケア	足立区入谷5-2-35 ニューコーポ金井203号	令和2年10月1日
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ新小岩	葛飾区新小岩2-10-5 小島ビル1階	令和2年10月1日
株式会社春	上千葉訪問介護ステーション	葛飾区東堀切3-29-8 エバトコーポ1階	令和2年10月1日
株式会社ツクイ	ツクイ葛飾新小岩	葛飾区東新小岩3-14-10	令和2年10月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ三鷹ケアステーション	三鷹市上連雀3-7-18	令和2年10月1日

パワーライフ株式会社	訪問介護 ぼびー	武蔵村山市本町1-84-3	令和2年10月1日
合同会社快明	訪問介護本舗 こよみ	西東京市ひばりが丘北4-3-6 サンコア浜中2A	令和2年10月1日
合同会社ウイズ	ひまわりヘルパーステーション	目黒区目黒4-18-1 普沼ハイツ201	令和2年11月1日
株式会社時の生産物	訪問介護ステーション NIWA	大田区山王2-37-2-301	令和2年11月1日
ハート&ハート21合同会社	ハート&ハート	杉並区井草3-7-7-101	令和2年11月1日
株式会社AKM	訪問介護アルプス	北区王子5-5-3 シーメゾン王子神谷401	令和2年11月1日
株式会社愛総合福祉	愛・訪問介護ステーション尾久	荒川区西尾久8-41-3 エクセルHOSHI 1階	令和2年11月1日
株式会社土屋	ホームケア土屋 関東	板橋区高島平9-3-8 ロイヤル大和401号室	令和2年11月1日
合同会社ハビネス	ハビネス・ケア	練馬区上石神井3-6-25 リバーサイド石神井107	令和2年11月1日
株式会社シエロ	ケアステーションシエロ光が丘	練馬区旭町1-15-11 ネスト光が丘205号室	令和2年11月1日
株式会社はな	ヘルパーステーション はな 練馬	練馬区中村北1-3-8 YSビル1F/2F	令和2年11月1日
合同会社夢ひこうき	訪問介護 夢ひこうき	町田市野津田町2542-13	令和2年11月1日
株式会社やさしい手	やさしい手小平巡回訪問介護事業所	小平市小川町2-1129-1	令和2年11月1日

サービスの種類 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社インシュアランスパートナーズコンサルティング	ホームナースステーション in 芝公園	港区芝3-6-9 芝公園プラザビル5階	令和2年8月1日
三輝株式会社	訪問看護ステーションかがやき	新宿区百人町1-11-2 MOMOビル1階	令和2年8月1日
医療法人社団 鉄祐会	祐訪問看護ステーション千石	文京区千石4-25-5 KSTビル403号室	令和2年8月1日
フローカ合同会社	創健訪問看護リハビリステーション	品川区南大井6-13-8	令和2年8月1日

株式会社ジバング	株式会社ジバング桐蔭会 プライオリティケアナース	目黒区祐天寺2-2-7 青壁ビル4階	令和2年8月1日
富士テクノエンジニアリング株式会社	訪問看護ステーション オレンジ	大田区大森北2-3-16 第一かぎわだビル 5階	令和2年8月1日
医療法人社団さくら会	成城克歩訪問看護ステーション	世田谷区成城1-13-2 ギムエトリヒ成城101号室	令和2年8月1日
ハノン・ケアシステム株式会社	ホウカンTOKYO本部	杉並区和田3-32-9	令和2年8月1日
OUR合同会社	アワー訪問看護ステーション	豊島区東池袋3-23-10 フジビル201	令和2年8月1日
有限会社信和在宅施術サービス	信和リハビリ訪問看護ステーション	北区西ヶ原1-1-2 第2マエダビル301	令和2年8月1日
合同会社クオリティオブライフ	らぼーる訪問看護ステーション	練馬区西大泉1-11-27	令和2年8月1日
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション大泉学園	練馬区東大泉1-19-35 三慶ビル3F	令和2年8月1日
ミアヘルサ株式会社	ミアヘルサ訪問看護ステーション東新小岩	葛飾区東新小岩4-11-10	令和2年8月1日
株式会社東京リハビリテーションサービス	東京リハビリ訪問看護ステーション江戸川	江戸川区西小岩3-6-152F	令和2年8月1日
株式会社三友社	フィッツ訪問看護ステーション	江戸川区南小岩8-11-1 オークプレイス小岩2階	令和2年8月1日
株式会社ファインケア	ファインケア訪問看護ステーション国分寺	国分寺市北町1-1-9 リシェ北町105号室	令和2年8月1日
医療法人社団松明会	松明会訪問看護ステーション	国立市富士見台1-24-11 カーサバイン2階	令和2年8月1日
合同会社共和社	きくぼり	小平市学園西町1-18-11 明石屋ビル402号	令和2年8月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 西東京新町 訪問看護	西東京市新町5-14-14	令和2年8月1日
株式会社双泉メディカルサポート	かのか訪問看護ステーションすみだ	墨田区押上2-30-7 コンチェルト押上1階	令和2年9月1日
医療法人社団信明会	オリーブ訪問看護ステーション 駒場	目黒区駒場1-28-1 田村ビル302	令和2年9月1日
株式会社嘉咲	野いちご訪問看護ステーション	杉並区下井草3-8-5	令和2年9月1日
社会福祉法人正吉福祉会	訪問看護ステーションしもいぐさ正吉苑	杉並区下井草4-23-11	令和2年9月1日

株式会社はな	訪問看護ステーション はな 中台	板橋区中台1-36-2 上板橋カーネル101	令和2年9月1日
株式会社はな	訪問看護ステーション はな 下赤塚	板橋区赤塚2-9-3	令和2年9月1日
stellia83合同会社	stellia訪問看護ステーション	板橋区双葉町15-13 アシュレ双葉町101	令和2年9月1日
株式会社双泉メディカルサポート	かんの訪問看護ステーションあだち	足立区綾瀬5-14-18 パルテノン綾瀬102号室	令和2年9月1日
株式会社ウエルフォース	ウエルフォース訪問看護ステーション	葛飾区白鳥2-3-223階	令和2年9月1日
株式会社大朋	u p訪問看護リハビリステーション	江戸川区中葛西5-7-15 鈴ビル101	令和2年9月1日
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン多摩	多摩市愛宕4-22-20 センターヒルズBLD2階 201号室	令和2年9月1日
株式会社アニスビホールディングス	わおん訪問看護ステーション靖国	千代田区九段南3-1-1 久保寺ビルディング3F	令和2年9月1日
株式会社トリプル	訪問看護ステーション すずのき	足立区鹿浜5-5-221F	令和2年9月1日
株式会社海月KURAGE	訪問看護ステーション あずき	台東区竜泉3-27-5 ビューハイツ竜泉1F	令和2年10月1日
合同会社Honest	訪問看護ステーションくるみ	大田区北馬込1-32-17	令和2年10月1日
カンデラ・メディカルケア株式会社	カンデラ・メディカルケア世田谷本店	世田谷区奥沢6-25-1	令和2年10月1日
株式会社アベリア	アベリア訪問看護ステーション	世田谷区松原5-60-2	令和2年10月1日
株式会社K&NH-NEXT	練馬板橋ふくろう訪問看護リハビリステーション	練馬区北町1-8-11	令和2年10月1日
株式会社やさしい手	訪問看護かえりえ竹ノ塚	足立区東伊興3-21-5 フューチャー本社ビル4階	令和2年10月1日
株式会社蒼	あおぞら訪問看護ステーション	町田市金井町1700-1 セゾン鶴川1階	令和2年10月1日
医療法人社団明日佳	あすか訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年10月1日
一般財団法人ひふみ会	まちだ丘の上病院 訪問看護リハビリステーション ヨリドコ	町田市小野路町892-1	令和2年10月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 三鷹下連雀 訪問看護	三鷹市下連雀2-24-8 アーデンコート三鷹1階	令和2年10月1日

株式会社国立メディカルケア	Ami訪問看護ステーション	小金井市前原町2-13-2	令和2年10月1日
株式会社ワイズクリエイティブファクトリー	ワイズ訪問看護リハビリステーション調布	調布市国領町1-40-6 モンターニュ国領201	令和2年10月1日
医療法人晴生会	訪問看護ステーション やさかのいぶき	小平市小川東町2-11-1	令和2年10月1日
株式会社ガーデン	港区発津隣吉ケア訪問看護ステーション	港区芝4-12-2本芝ビル401	令和2年11月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 西糀谷 訪問看護	大田区西糀谷3-32-15	令和2年11月1日
株式会社鳥人会	つぐみナースケアステーション	世田谷区中町1-17-14 メゾンブランシュ104	令和2年11月1日
株式会社ARCWELL	ライフ訪問看護ステーション喜多見	世田谷区喜多見8-12-18 コスモパレス303	令和2年11月1日
株式会社H&H新宿	訪問看護ステーション デライト杉並	杉並区西荻北2-3-9 Ken's 西荻北ビル2階	令和2年11月1日
合同会社faro	訪問看護ステーションぼると	板橋区仲町36-6 パサニアハイツ小宮101号	令和2年11月1日
医療法人財団厚生協会	医療法人財団厚生協会 大泉学園訪問看護ステーション	練馬区大泉学園町6-14-3	令和2年11月1日
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション小竹向原	練馬区小竹町2-42-3 ストックピラ小竹町D棟2号室	令和2年11月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 足立 訪問看護	足立区扇1-15-8	令和2年11月1日
株式会社孝行舎	ミルカ訪問看護ステーション	足立区中央本町4-17-2	令和2年11月1日
株式会社M. M. S. J	ゆい訪問看護リハビリステーション堀切	葛飾区堀切6-7-5	令和2年11月1日
株式会社やさしい手	訪問看護かえりえ小平	小平市小川町2-2048-2 ヴェラモレ202	令和2年11月1日

サービスの種類 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団明芳会	医療法人社団明芳会 介護老人保健施設お花茶屋ロイヤルケアセンター	葛飾区四つ木5-19-7	令和2年11月1日

サービスの種類 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社ハイベリゾン	ステップばーとなー入谷	台東区入谷1-8-2 ライオンズマンション鶯谷1F	令和2年8月1日
株式会社ステップばーとなー	ステップばーとなー南千住	荒川区南千住3-8-13	令和2年8月1日
株式会社グローライフ	デイサロンピースまちだ	町田市野津田町2543-9	令和2年8月1日
株式会社ビーナス	ビーナスプラス小金井	小金井市中町2-17-18 ステラコート武蔵小金井102号室	令和2年8月1日
ベストリハ株式会社	ベストリハ中野若宮	中野区若宮3-6-9 丸正都立家政ビル1階	令和2年9月1日
ベストリハ株式会社	ベストリハ板橋大山	板橋区大山東町17-7 ロイヤル大山 102号室	令和2年9月1日
カインドケア株式会社	カインドケア練馬関町	練馬区関町北4-1-6 ハイクレスト関1階	令和2年9月1日
太閤総合サービス株式会社	ステップばーとなー福寿 江北	足立区江北4-10-10	令和2年9月1日
ライジングサン株式会社	グッドリハ 調布	調布市下石原1-42-1	令和2年9月1日
アースサポート株式会社	アースサポート深大寺南	調布市深大寺南町5-46-4	令和2年9月1日
合同会社GOAS	リハデイ南六郷	大田区南六郷2-24-17	令和2年10月1日
合同会社GOAS	リハデイ山王	大田区山王4-19-6	令和2年10月1日
株式会社東京リハビリテーションサービス	アクティビティ型デイサービス りぶうる練馬高野台	練馬区高野台2-8-2	令和2年10月1日
医療法人社団明日佳	あすかフィジカルセンター鶴川	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年10月1日
株式会社アイエムケアシステム	レッツ倶楽部日野	日野市東豊田4-12-6	令和2年10月1日
社会福祉法人信愛報恩会	デイサービスセンターみどりの樹	清瀬市下清戸4-709-17	令和2年10月1日
医療法人社団明日佳	あすかフィジカルセンター平尾	稲城市平尾1-54-20 長財ビル101	令和2年10月1日
株式会社nC S	リハビリデイサービス nagomi プラス大森店	大田区大森西5-25-11	令和2年11月1日

ベストリハ株式会社	ベストリハ蒲田	大田区蒲田2-2-13 ヴィラはなぞの1階	令和2年11月1日
ベストリハ株式会社	ベストリハ大塚	豊島区北大塚2-19-2 シューヌ大塚1階	令和2年11月1日
株式会社ミストラサービス	悠悠いきいき倶楽部	調布市菊野台1-2-1	令和2年11月1日

サービスの種類 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人久盛会	ショートステイ誠心園	大田区西糀谷1-1-12	令和2年8月1日
社会福祉法人三幸福社	ショートステイ 癒しの里西亀有	葛飾区西亀有3-18-6	令和2年8月1日
社会福祉法人桐仁会	ショートステイかえで園	杉並区宮前5-5-1	令和2年9月1日
社会福祉法人宝満福祉会	あおぞら縁小竹テラス ショートステイ	練馬区小竹町1-29-1	令和2年9月1日
社会福祉法人三養福祉会	短期入所生活介護 ブライムガーデンズ南円寺	杉並区高円寺南5-33-7	令和2年11月1日

サービスの種類 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社SAGASALE	サガセールケア	大田区大森西3-7-2	令和2年8月1日
株式会社総合建設ケーツー工房	ケーツー工房	府中市西府町4-6-20	令和2年8月1日
合同会社エヌエイド	エヌエイド	日野市平山6-21-7	令和2年9月1日
一般社団法人地域連帯ワーカーズ	地域連帯ワーカーズ・首都圏総合本部	千代田区五番町2-4 カサ・ド・タク50C号室	令和2年10月1日
株式会社ZEBRA	しまうま	練馬区土支田3-22-8 ルミエール大泉104	令和2年10月1日
有限会社ふれあい工房	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツいせひろ102号室	令和2年10月1日
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ 新宿営業所	新宿区高田馬場1-29-20 安念ビル6階	令和2年11月1日

サービスの種類 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エクセル	株式会社エクセル	江東区南砂3-8-4	令和2年8月1日
株式会社SAGASALE	サガセールケア	大田区大森西3-7-2	令和2年8月1日
株式会社総合建設ケーツー工房	ケーツー工房	府中市西府町4-6-20	令和2年8月1日
合同会社エヌエイド	エヌエイド	日野市平山6-21-7	令和2年9月1日
一般社団法人地域連帯ワーカーズ	地域連帯ワーカーズ・首都圏統合本部	千代田区五番町2-4 カサ・ド・タク50C号室	令和2年10月1日
株式会社ZEBRA	しまうま	練馬区土支田3-22-8 ルミエール大泉104	令和2年10月1日
有限会社ふれあい工房	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツいせひろ102号室	令和2年10月1日
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ 新宿営業所	新宿区高田馬場1-29-20 安念ビル6階	令和2年11月1日

●東京都告示第千三百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社インシュアランスパートナーズコンサルティング	ホームナースステーション in 芝公園	港区芝3-6-9 芝公園プラザビル5階	令和2年8月1日
三輝株式会社	訪問看護ステーションかがやき	新宿区百人町1-11-2 MOMOビル1階	令和2年8月1日
医療法人社団鉄祐会	祐訪問看護ステーション千石	文京区千石4-25-5 KSTビル403号室	令和2年8月1日
フローカ合同会社	創健訪問看護リハビリステーション	品川区南大井6-13-8	令和2年8月1日
株式会社ジバング	株式会社ジバング桐蔭会 プライオリティケアナース	目黒区祐天寺2-2-7 青葉ビル4階	令和2年8月1日
富士テクノエンジニアリング株式会社	訪問看護ステーション オレンジ	大田区大森北2-3-16 第一かぎわだビル 5階	令和2年8月1日
医療法人社団さくら会	成城克歩訪問看護ステーション	世田谷区成城1-13-2 グミュートリヒ成城101号室	令和2年8月1日
ハノン・ケアシステム株式会社	ホウカンTOKYO本部	杉並区和田3-32-9	令和2年8月1日
OUR合同会社	アワー訪問看護ステーション	豊島区東池袋3-23-10 フジビル201	令和2年8月1日
有限会社信和在宅施術サービス	信和リハビリ訪問看護ステーション	北区西ヶ原1-1-2 第2マエダビル301	令和2年8月1日
合同会社クオリティオブライフ	らぼーる訪問看護ステーション	練馬区西大泉1-11-27	令和2年8月1日
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション大泉学園	練馬区東大泉1-19-35 三慶ビル3F	令和2年8月1日
ミアヘルサ株式会社	ミアヘルサ訪問看護ステーション東新小岩	葛飾区東新小岩4-11-10	令和2年8月1日
株式会社東京リハビリテーションサービス	東京リハビリ訪問看護ステーション江戸川	江戸川区西小岩3-6-152F	令和2年8月1日
株式会社三友社	フィッツ訪問看護ステーション	江戸川区南小岩8-11-1 オークプレイス小岩2階	令和2年8月1日
株式会社ファインケア	ファインケア訪問看護ステーション国分寺	国分寺市北町1-1-9 リシエス北町105号室	令和2年8月1日
医療法人社団松明会	松明会訪問看護ステーション	国立市富士見台1-24-11 カーサバイン2階	令和2年8月1日
合同会社共和社	きくぼり	小平市学園西町1-18-11 明石屋ビル402号	令和2年8月1日

SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 西東京新町 訪問看護	西東京市新町5-14-14	令和2年8月1日
株式会社双泉メディカルサポート	かのか訪問看護ステーションすみだ	墨田区押上2-30-7 コンチエルト押上1階	令和2年9月1日
医療法人社団信明会	オリープ訪問看護ステーション 駒場	目黒区駒場1-28-1 田村ビル302	令和2年9月1日
株式会社喜咲	野いちご訪問看護ステーション	杉並区下井草3-8-5	令和2年9月1日
社会福祉法人正吉福祉会	訪問看護ステーションしもいぐさ正吉苑	杉並区下井草4-23-11	令和2年9月1日
株式会社はな	訪問看護ステーション はな 中台	板橋区中台1-36-2 上板橋カーネル101	令和2年9月1日
株式会社はな	訪問看護ステーション はな 下赤塚	板橋区赤塚2-9-3	令和2年9月1日
stellia83合同会社	stellia訪問看護ステーション	板橋区双葉町15-13 アッシュ双葉町101	令和2年9月1日
株式会社双泉メディカルサポート	かのか訪問看護ステーションあだち	足立区綾瀬5-14-18 パルテノン綾瀬102号室	令和2年9月1日
株式会社ウェルフォース	ウェルフォース訪問看護ステーション	葛飾区白鳥2-3-223階	令和2年9月1日
株式会社大朋	up訪問看護リハビリステーション	江戸川区中葛西5-7-15 鈴ビル101	令和2年9月1日
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン多摩	多摩市愛宕4-22-20 センターヒルズBLD2階 201号室	令和2年9月1日
株式会社海月KURAGE	訪問看護ステーション あずき	台東区竜泉3-27-5 ビューハイツ竜泉1F	令和2年10月1日
合同会社Honest	訪問看護ステーションくるみ	大田区北馬込1-32-17	令和2年10月1日
カンデラ・メディカルケア株式会社	カンデラ・メディカルケア世田谷本店	世田谷区美浜6-25-1	令和2年10月1日
株式会社アベリア	アベリア訪問看護ステーション	世田谷区松原5-60-2	令和2年10月1日
株式会社K&NH-NEXT	練馬板橋ふくろう訪問看護リハビリステーション	練馬区北町1-8-11	令和2年10月1日
株式会社やさしい手	訪問看護かえりえ竹ノ塚	足立区東伊興3-21-5 フェアチャー本社ビル4階	令和2年10月1日
株式会社蒼	あおぞら訪問看護ステーション	町田市金井町1700-1 セゾン鶴川1階	令和2年10月1日

医療法人社団明日佳	あすか訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年10月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 三鷹下連雀 訪問看護	三鷹市下連雀2-24-8 アーデンコート三鷹1階	令和2年10月1日
株式会社国立メディカルケア	Ami訪問看護ステーション	小金井市前原町2-13-2	令和2年10月1日
株式会社ワイズクリエイティブファクトリー	ワイズ訪問看護リハビリステーション調布	調布市国領町1-40-6 モンターニュー国領201	令和2年10月1日
医療法人晴生会	訪問看護ステーション やさかのいぶき	小平市小川東町2-11-1	令和2年10月1日
株式会社ガーデン	港区発達障害ケア訪問看護ステーション	港区芝4-12-2 本芝ビル401	令和2年11月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 西糀谷 訪問看護	大田区西糀谷3-32-15	令和2年11月1日
株式会社鳥人会	つぐみナースケアステーション	世田谷区中町1-17-14 メゾンブランシュ104	令和2年11月1日
株式会社ARCWELL	ライブ訪問看護ステーション喜多見	世田谷区喜多見8-12-18 コスモパレス303	令和2年11月1日
株式会社H&H新宿	訪問看護ステーション デライト杉並	杉並区西荻北2-3-9 Ken's 西荻北ビル2階	令和2年11月1日
合同会社faro	訪問看護ステーションぼると	板橋区仲町36-6 パサニアハイツ小宮101号	令和2年11月1日
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション小竹向原	練馬区小竹町2-42-3 ストックピラ小竹町D棟2号室	令和2年11月1日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 足立 訪問看護	足立区扇1-15-8	令和2年11月1日
株式会社孝行舎	ミルカ訪問看護ステーション	足立区中央本町4-17-2	令和2年11月1日
株式会社M. M. S. J	ゆい訪問看護リハビリステーション堀切	葛飾区堀切6-7-5	令和2年11月1日
株式会社やさしい手	訪問看護かえりえ小平	小平市小川町2-2048-2 ヴェラモレー202	令和2年11月1日
東京スマイル株式会社	寺島訪問看護事業所	墨田区東向島1-17-7 地蔵坂ホームズ1階	令和2年11月1日
一般財団法人ひふみ会	まちだ丘の上病院 訪問看護リハビリステーション ヨリドコ	町田市小野路町892-1	令和2年11月1日

サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団明芳会	医療法人社団明芳会 介護老人保健施設お花茶屋ロイヤルケアセンター	葛飾区四つ木5-19-7	令和2年11月1日

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人久盛会	ショートステイ誠心園	大田区西糀谷1-1-12	令和2年8月1日
社会福祉法人三幸福社会	ショートステイ 癒しの里西亀有	葛飾区西亀有3-18-6	令和2年8月1日
社会福祉法人桐仁会	ショートステイかえで園	杉並区宮前5-5-1	令和2年9月1日
社会福祉法人宝満福社会	あおぞら縁小竹テラス ショートステイ	練馬区小竹町1-29-1	令和2年9月1日
社会福祉法人三養福社会	短期入所生活介護 プライムガーデンズ高円寺	杉並区高円寺南5-33-7	令和2年11月1日

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社SAGASALE	サガセールケア	大田区大森西3-7-2	令和2年8月1日
株式会社総合建設ケーター工房	ケーター工房	府中市西府町4-6-20	令和2年8月1日
合同会社エヌエイド	エヌエイド	日野市平山6-21-7	令和2年9月1日
一般社団法人地域連帯ワーカーズ	地域連帯ワーカーズ・首都圏統合本部	千代田区五番町2-4 カサ・ド・タク50C号室	令和2年10月1日
株式会社ZEBRA	しまうま	練馬区土支田3-22-8 ルミエール大泉104	令和2年10月1日
有限会社ふれあい工房	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツいせひろ102号室	令和2年10月1日
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ 新宿営業所	新宿区高田馬場1-29-20 安念ビル6階	令和2年11月1日

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エクセル	株式会社エクセル	江東区南砂3-8-4	令和2年8月1日
株式会社SAGASALE	サガセールケア	大田区大森西3-7-2	令和2年8月1日
株式会社総合建設ケーツー工房	ケーツー工房	府中市西府町4-6-20	令和2年8月1日
合同会社エヌエイド	エヌエイド	日野市平山6-21-7	令和2年9月1日
一般社団法人地域連帯ワーカーズ	地域連帯ワーカーズ・首都圏統合本部	千代田区五番町2-4 カサ・ド・タク50C号室	令和2年10月1日
株式会社ZEBRA	しまうま	練馬区土支田3-22-8 ルミエール大泉104	令和2年10月1日
有限会社ふれあい工房	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツイせひろ102号室	令和2年10月1日
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ 新宿営業所	新宿区高田馬場1-29-20 安念ビル6階	令和2年11月1日

●東京都告示第千三百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十二条第一項の規定に基づき、東京海区(小笠原地区)における海区漁場計画を作成したので、同法第六十四条第六項の規定により、漁業の免許予定日及び申請期間を公示する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

一 免許予定日 令和四年二月二日

二 申請期間 令和三年十一月一日から同月三十日まで

●東京都告示第千三百三十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二九〇・七五八・九九平方メートル	江東区海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目	令和三年十一月一日
	変更前	二九〇・二九九・二四二・五一平方メートル		
	変更後	二九〇・七五八・九九平方メートル		

●東京都告示第千三百三十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

種類 名称 規模 所在地 期間

岸壁 品川ふ頭内賢岸壁 一九〇・八〇メートルのうち九八・五三メートル 港区港南五丁目 令和三年十一月一日から令和四年六月三十日まで

同右 同右 同右 同右

同右 同右 四七六・一二メートルのうち五・二一メートル

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第315号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法(令和3年6月1日東京都公安委員会告示第170号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月1日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

本則中「別表の」を「別表第1」に、「において、」を「においては、」に、「方法とする」を「方法とし、別表第2左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合においては、スマートフォンURLを申請者等が受信し、当該スマートフォンURLを用いて申請部分に接続する方法又は申請等を行う者の携帯電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する音声伝送携帯電話番号をいう。)により送受信するショートメッセージサービス(SMS)を用いて当該携帯電話番号ごとに異

なるものとなるように有効期限を定めて割り当てられるもの（以下「確認コード」という。）を申請者等が受信し、当該確認コードを用いて申請部分に入力して接続する方法とする」に改める。

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。
別表第2

法令	条項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

●東京都公安委員会告示第316号

東京都公安委員会、警視總監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例（平成16年東京都条例第147号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等について、東京デジタルファースト条例施行規則（令和2年東京都規則第146号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、次のように定める。

令和3年11月1日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

1 規則第4条第1項に規定する都の機関等の定めるところとは、次に掲げる事項を行うことという。

(1) 入力した事項の確認のために特に必要があるとして公安委員会等から求められた場合は、必要な限度において、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等を提出すること。

(2) 書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力しようとする場合は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録すること。

(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分について書面等（当該部分に限る。）を提出する場合は、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにすること。

2 規則第4条第2項ただし書に規定する都の機関等の定める方法とは、別表左欄に掲げる条例の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等について次の措置を行うことという。

(1) 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26

号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を申請者等が受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する方法又は申請等を行う者の携帯電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する音声伝送携帯電話番号をいう。）により送受信するショートメッセージサービス（SMS）を用いて当該携帯電話番号ごとに異なるものとなるように有効期限を定めて割り当てられるもの（以下「確認コード」という。）を申請者等が受信し、当該確認コードを用いて申請部分に入力して接続すること。

(2) 氏名又は名称を入力すること。

条例	条項
東京都データクラフ営業等の規制に関する条例（平成9年東京都条例第68号）	第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項
飲乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年東京都条例第85号）	第3条第1項及び第2項
インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成22年東京都条例第64号）	第3条第1項及び第2項
特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成29年東京都条例第30号）	第6条第1項から第3項まで

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月一日

東京都水道局長 浜 圭 彦

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記附属様式目次中「第35号様式の7 水道料金・下水道料金請求書兼催告書（第

35号様式の14 道料金請求書兼催告書

振替水道料金・下水道料金請求書兼催告書

第35号様式の15 水道料金・下水道料金請求書兼催告書

35条関係）」や「第35号様式の7 削除」を

第35号様式の16 水道料金・下水道料金等請求書兼支払書

第35号様式の17 水道料金等納入通知書兼納付書

（第35条関係）

（第35条関係） や「第35号様式の14から第35号様式の17まで 削除」を「第36号

（第35条関係）

（第35条関係）

様式の12 水道料金・下水道料金コンビニエンスストア専用支払書（第36条関係）」
 や「第36号様式の12 削除」を「第36号様式の14 水道料金・下水道料金お支払のお
 水道料金
 第37号様式の16 金口座振
 らせ

願い（第36条関係）」や「第36号様式の14 削除」を「第37号様式の17
 及び第37号様式 削除
 の18
 第37号様式の19 書留領収

書留領収

・下水道料
 （第37条の2 関
 替済のお知らせ
 係）

や「第37号様式の16から第37号様式の19まで 削除」を

証（第39条関係）」

「第39号様式の5 還付金振り当て済みのお知らせ（第40条関係）」や「第39号様式
 の5 還付金振当済みのお知らせ（第40条関係）」を「第39号様式の6 還付金振
 り当て等のお知らせ（第40条関係）」や「第39号様式の6 還付金振当等のお知らせ
 （第40条関係）」を「第39号様式の7 前受水道料金等振り当て済みのお知らせ
 （第40条関係）」や「第39号様式の7 前受水道料金等振当済みのお知らせ（第40条

「第39号様式の8 現場領収証受払簿（第39条関係）

第39号様式の9 還付金のお知らせ（第40条関係）

第39号様式の10 給水工事費等還付金
 のお知らせ（第40条関係）

関係）」を「第39号様式の11 還付金振り当て済み
 のお知らせ（第40条関係） や「第39号様

第39号様式の12 選付金振り当て等の
お知らせ (第40条関係)

第39号様式の13 前受水道料金等振り
当て済みのお知らせ (第40条関係)

「第39号様式の16 選付金振込済みのお
知らせ

式の8から第39号様式の13まで 削除」
第39号様式の17 給水工事費等選付金
振込済みのお知らせ

(第40条関係)

や「第39号様式の16及び第39号様式の17 削除」

(第40条関係)

別記第三十五号様式の「選付「問合せ先」」や「お客様保
管用」や「お客さま保管用」」や「取扱営業所」や「取扱部署」
選付「問合せ先」や「お問合せ先」」や「お支払は」や「お支払いは」
」や「お支払い済み」

「 ※都内各郵便局
※水道局営業所
※次のコンビニエンスストア



や

「 ※都内各郵便局
※次のコンビニエンスストア



」 「問 合 せ

コンビニエンスストアでのお支払は、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。

(注) 現金書留の場合は、表記「取扱営業所に過不足のないよう御送金ください。」

コンビニエンスストアでのお支払は、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。

(注) 現金書留の場合は、表記「取扱部署」に過不足のないよう御送金ください。」

先」や「お問合せ先」

別記第三十五号様式の「選付「取扱営業所」」や「取扱部署」」や「お問い合わせ」や「お問合せ」」や「お支払い窓口」や「ご使用月分」や「御使用月分」」や「注意」や「御注意」」や「お取り扱い」や「お取り扱い」」や「最寄りの水道局営業所に直接お支払いするか又は現金書留によりご送金ください」や「表記「取扱部署」に御連絡ください」」や「取扱部署」」や「過不足のないようご送金ください」や「過不足のないよう御送金ください」」や「お支払済」や「お支払い済み」」や「ご了承」や「御了承」」や「お問い合わせ」や「お問合せ」」や「ご連絡」や「御連絡」」や「お問い合わせ窓口」や「取扱窓口」」や「※水道局営業所」や「ぜひご利用ください」や「是非御利用ください」」や「ご使用」や「御使用」」や「ご持参」や「御持参」

別記第三十五号様式の「ご持参」

第35号様式の7 削除

別記第三十五号様式の「取扱営業所」」や「取扱部署」」

「東京都
水道局



」

別記第三十五号様式の「取扱営業所」」や「取扱部署」」や「お支払済み」」や「お支払い済み」」や「お支払は」や「お支払いは」

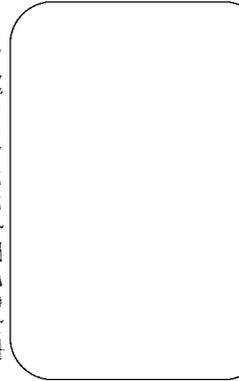
「東京都
水道局」
を削り、同様式(裏)を次のように改める。

「 ※都内各郵便局
※水道局営業所
※次のコンビニエンスストア



や

「 ※都内各郵便局
※次のコンビニエンスストア



こ

コンビニエンスストアでのお支払いは、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。
(注) 現金書留の場合は、表記「取扱営業所」に過不足のないよう御送金ください。

コンビニエンスストアでのお支払いは、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。
(注) 現金書留の場合は、表記「取扱営業所」に過不足のないよう御送金ください。

改める。

別記第三十五号様式の九番中「取扱営業所」や「取扱部署」じ、 「お問い合わせ」や「お問合せ」じ、 「お取扱い窓口」や「取扱窓口」じ、 「営業所コード」や「所コード」じ、 「ご持参」や「御持参」じ、 「ご注意」や「御注意」じ、 「お取り扱いいたしません」や「お取扱いいたしません」じ、 「最寄りの水道局営業所に直接お支払いください」や「表記「取扱部署」に御連絡ください」じ、 「お支払い済み」じ、 「お問い合わせ」や「お問合せ」じ、 「取扱営業所」や「取扱部署」じ、 「ご連絡」や「御連絡」じ、 「お取扱い窓口」や「取扱窓口」じ、 「※水道局営業所」や「り、 「ご送金」や「御送金」じ、

「お客様
様
保管
管
用」
や
「お客様
さま
保管
管
用」
じ、 「取扱営業所」
や
「お客様
様
保管
管
用」

別記第三十五号様式の十三番中「4」を削り、

別記第三十五号様式の十四から第三十五号様式の十七までを次のように改める。
第35号様式の14から第35号様式の17まで 削除

第36号様式の3(第36条関係)

(表)

別記第三十六号様式の三を次のように改める。

支払済通知書(旧)

原 符

給水停止等予告書兼支払書

4

お問合せのときは、この番号をお知らせください。

データ種別	お客さま番号	使用月分	ID	請求金額	ID
				338	

お客さま番号	使用月分	ID

請求金額	ID	銀行コード	収入年月日	再
23				44

年度 _____ 発行)

内	課	御使用月分	水	道	下	水	道
御使用期間	年/月~年/月						
未払料金							円

合計請求金額

請求金額

請求金額

指定期限

指定期限
(取扱部署) 東京都水道局

領 収 日 付 印
(コンビニ本部保管用)

東京都水道局

領 収 日 付 印
(取扱店舗保管用)

金額を訂正した領収証書又は裏面の取扱窓口の領収日付印のない領収証書は、無効です。

領収証書(上記の金額を) 領 収 日 付 印
(お客さま保管用)

差出人
(取扱部署)

116ミリメートル

75ミリメートル

382ミリメートル

191ミリメートル

114ミリメートル

第36号様式の3 (第36条関係)

(表)

給水停止等予告書兼支払書

東京都水道局
公印

《御注意》

- 1 表記の指定期限までにお支払いがないときは、後日、東京都給水条例第32条に基づく給水の停止や民事訴訟法第382条に基づく支払督促の申立て等を行います。
- 2 郵便切手、印紙、手形等によるお支払いはできません。
- 3 表・裏面の「支払書」は、東京都水道局財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものではありません。

《お願い》

- 1 表記の未払料金を既にお支払い済みのときは行き違いですので、御了承願います。
- 2 徴収証書は、お支払い済みの証拠書類ですので大切に保管(5年間)してください。
- 3 未払料金に関するお問合せは、指定期限までに表記「取扱部署」に御連絡ください。

《重要》

指定期限までにお支払いの確認ができない場合には、やむを得ず、給水停止等を行うこととなります。このため、指定期限までにお支払いいただけない場合には、表記「取扱部署」に御連絡ください。

次回からのお支払いは、必ず支払期限までにお支払いいただきます。

《取扱窓口》

※次のコンビニエンスストア



◎ 水運料金のお支払いは、便利な「口座振替」を、是非御利用ください。お申込みは、この支払書と御使用の通帳・印鑑を御持参の上、お取引の金融機関・郵便局へどうぞ。

御注意

この支払書は、コンビニエンスストア専用です。金融機関及び郵便局ではお支払いできません。

191ミリメートル

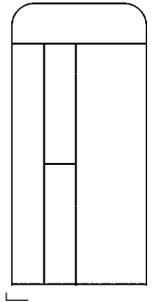
382ミリメートル

75ミリメートル

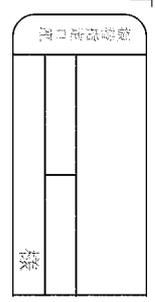
116ミリメートル

114ミリメートル

別記第三十六号様式の四欄中「取扱営業所」や「取扱部署」



や



お客様保管

用)」や「お客さま保管用)」

東京都
水道局

或

や

「
或
」

「手形等によるお支払」や「手形等によるお支払い」

※都内各郵便局

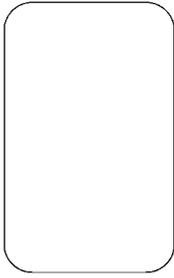
※水道局営業所

※次のコンビニエンスストア

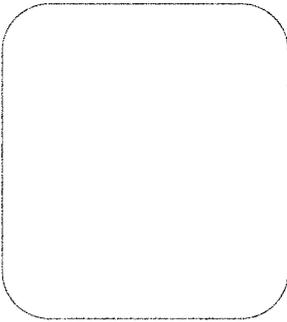
※都内各郵便局

※次のコンビニエンスストア

済み」



や



」

コンビニエンスストアでのお支払は、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。

(注) 現金書留の場合は、表記「取扱営業所」に過不足のないよう御送金ください。

コンビニエンスストアでのお支払いは、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。

(注) 現金書留の場合は、表記「取扱部署」に過不足のないよう御送金ください。

「お客様」や「お客さま」

別記第三十六号様式の六欄中

「(お問合せ先)

取りまとめ店

「(お問合せ先)

取りまとめ店

「取扱営業所」や「取扱部署」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

を
に、

第36号様式の6(第36条関係)

(裏)

水道料金・下水道料金支払書

東京都水道局長 公印

《御注意》

- 1 指定期限を経過したときは、下記お問合せ先に御連絡ください。
- 2 現金書留の場合は、表記「取扱罰罪」(「差出人」欄に記載の場所に過不足のないよう御送金ください)。
- 3 表記の指定期限までにお支払いがないときは、後日、東京都給水条例第32号に基づく給水の停止や民事訴訟法第382条に基づく支払督促の申立て等を行います。
- 4 郵便切手、印紙、手形等によるお支払いはできません。
- 5 表・裏面の「支払書」は、東京都水道高財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものです。

《お願い》

- 1 表記の料金をすでにお支払い済みのときは行き違いですので、御了承願います。
- 2 領収証書は、お支払い済みの証拠書類ですので大切に保管(5年間)してください。
- 3 料金に関するお問合せは、下記お問合せ先に御連絡ください。

お問合せ先



《取扱窓口》

- ※東京都水道局 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関
- 銀
- (ゆうちょ)銀行は都内店舗に限りです。
- 信用金庫
- 労働金庫
- 農業協同組合

※都内各郵便局



コンビニエンスストアでのお支払いは、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。

《お願い》

本誌の発行を中止される場合は、引越し等予定日の3〜4日前までに左下に記載のお問合せ先に御連絡ください。

次号からのお支払いは、必ず支払期限までにお願いいたします。

191ミリメートル

382ミリメートル

75ミリメートル

116ミリメートル

114ミリメートル

別記第三十六号様式の七(表)中「ご使用月分」を「御使用月分」に

備考

改め、同様式(裏)を次のように改める。

を

(取扱部署)	
備考	

に

第36号様式の7(第36条関係)

(裏)

① 水道料金・下水道料金支払書(催告書)

表記の料金をまだお支払いいただいておりませんので、必ず指定期限までに右記の取扱窓口でお支払いください。

なお、お支払いいただけないときは、民事訴訟法第382条に基づき支払督促の申立て等を行います。

東京都水道局長



◎ 料金に関するお問合せは、指定期限までに表記「取扱部署」に御連絡ください。

◎ 表記の料金をすでにお支払い済みの方は行き違いですので、御了承願います。

◎ 裏面の「支払書」は、東京都水道局財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものです。

表記の金額を訂正したものは又は右記の取扱窓口の領収日付印のないものは、無効です。

〈取扱窓口〉

※ 全国各郵便局

※ 取扱金融機関(括弧内はとりまとめ店の各本店・支店)

◎ お支払いの際、手数料は不要です。また、銀行へお支払いになるときは、上記の「取扱金融機関」以外ではお支払いいたしませんので御注意ください。

〈御注意〉

1 指定期限経過後は、全国郵便局及び金融機関では、お取扱いいたしません。

2 現金書留の場合は、表記「取扱部署」に過不足のないように御送金ください。

この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

御注意
この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

114ミリメートル

85ミリメートル

85ミリメートル

55ミリメートル

125ミリメートル

380ミリメートル

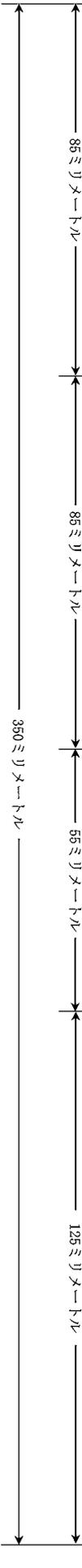
別記第三十六号様式の入袋中「ご使用期間」や「御使用期間」及び「ご使用月分」や「御使用月分」並びに「取扱営業所」や「取扱部署」並びに「お問い合わせ先」や「お

問合せ先」並びに「ご覧ください」や「御覧ください」に改め、同様式(裏)を次のように改

第36号様式の8(第36条関係)

(裏)

<p>⑩ 水道料金・下水道料金支払書</p> <p>表記の料金をまだお支払いいただいておりませんので、必ず指定期限までに右記のお取扱い窓口でお支払いください。</p> <p>なお、お支払いいただけないときは、民事訴訟法第382条に基づき支払督促の申立て等を行います。</p> <p style="text-align: center;">東京都水道局長 公印</p>	<p><取 扱 窓 口></p> <p>※ 全国各郵便局</p> <p>※ 取扱金融機関(括弧内はとりまとめ店の各本店・支店)</p> <p>※ 次のコンビニエンスストア</p>	<p>この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。</p>	<p>この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。</p>
<p>⑨ 料金に関するお問合せは、指定期限まで下記お問合せ先に御連絡ください。</p> <p>⑧ 表記の料金をすでにお支払い済みの方は、銀行へお支払いになるときは、上記の「取扱金融機関」以外ではお取扱いいたしませんので御注意ください。</p> <p>⑦ 裏面の「支払書」は、東京都水道局財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものです。</p> <p>お問い合わせ先</p>	<p>コンビニエンスストアでのお支払いは、表面にバーコードが印字されている用紙に限ります。</p> <p>⑥ お支払いの際、手数料は不要です。また、銀行へお支払いになるときは、上記の「取扱金融機関」以外ではお取扱いいたしませんので御注意ください。</p> <p><御 注 意></p> <p>1 指定期限経過後は、全国郵便局及び金融機関では、お取扱いいたしません。</p> <p>2 現金書留の場合は、表記「取扱部署」に過不足のないように御送金ください。</p>	<p>御注意</p> <p>この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	<p>この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。</p>
<p>表記の金額を訂正したものは右記のお取扱い窓口の領収日付印のないものは、無効です。</p>			



114ミリメートル

別記第三十六号様式の十(表)中「お取扱い窓口」を「取扱窓口」に
 「(取扱営業所) 東京都水道局 営業所 「(取扱部署) 東京都水道局 区
 丁目 番号 電話 ()」を「(取扱部署) 東京都水道局 東京都水道局 区
 丁目 番号 電話 ()」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

第36号様式の10(第36条関係)

(裏)

No. 38
東京都水道局

支払済通知書(①)

所コード

データ種別 整理番号
S 8 1 2 1

1 14

調査年月日 年 月 日 I D
15 22

収納科目 ()

請求金額(円) 23 31

指定期限 年 月 日

金融機関番号 収入日 再送
34 44

部署名 (領収印裏面)

再発行
分割

81ミリメートル 81ミリメートル 332ミリメートル 170ミリメートル 182ミリメートル

「取扱窓口」

※ 東京都水道局出納取扱金融機関・収納取扱金融機関
 (銀行) (信用金庫) (信用組合) (労働金庫) (農業協同組合)

「納付書」に該当するものです。

② ゆうちょ銀行及び郵便局でのお取扱いはできません。

③ 表面の「支払書」は、東京都水道局財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものです。

別記第三十六号様式の十一を次のように改める。

第36号様式の11 (第36条関係)

(表)

支払済通知書(①)

原符

95

お客様番号

水道料金・下水道料金コンビニエンスストア専用支払書

お問合せのときは、この番号をお知らせください。

下記の料金をまだお支払いいただいておりませんので、「指定期限」までに必ずこの支払書を御持参の上、裏面に記載のコンビニエンスストアでお支払いください。
指定期限までにお支払いがない場合、やむを得ず給水の停止や支払督促の申立て等の措置を講ずることになります。

データ種別	お客様番号	使用月分	ID	請求金額	CD
					33

お客様番号	使用月分	ID
請求金額 CD	銀行コード	収入年月日
23		再
		44

内	課	御使用月分	水道	下水道
		年/月~年/月		
御使用期間				
未払料金			円	円

(裏面も必ず御覧ください。)

コンビニ専用

請求金額

請求金額

指定期限

合計請求金額

差出人 (取扱部署)

請求金額
この支払済通知書は、直接機械に読みますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

領収日付印

領収日付印

領収証書 (上記の金額を領収しました。)

領収日付印

指定期限 (取扱部署) 東京都水道局

東京都水道局 (取扱店舗保管用)

金額を訂正した領収証書又は裏面の取扱窓口の領収日付印のない領収証書は、無効です。
上記の料金(合計請求金額)を指定期限までに裏面の取扱窓口でお支払いください。

お問合せは、平日の午前8時30分から午後5時15分までに、上記「取扱部署」へお問い合わせします。

東京都水道局

東京都水道局

金額を訂正した領収証書又は裏面の取扱窓口の領収日付印のない領収証書は、無効です。
上記の料金(合計請求金額)を指定期限までに裏面の取扱窓口でお支払いください。

お問合せは、平日の午前8時30分から午後5時15分までに、上記「取扱部署」へお問い合わせします。

116ミリメートル

75ミリメートル

382ミリメートル

191ミリメートル

114ミリメートル

水道料金・下水道料金コンビニエンスストア専用支払書

東京都水道局長 印

《御注意》

- 1 表記の指定期限までにお支払いがないときは、後日、東京都給水条例第32条第4号に基づき給水の停止や民事訴訟法第382条に基づき支払督促の申立て等を行います。
- 2 郵便切手、印紙、手形等によるお支払いはできません。
- 3 表裏面の「支払書」は、東京都水道局財務規程第36条に規定する「納付書」に該当するものです。

《お願い》

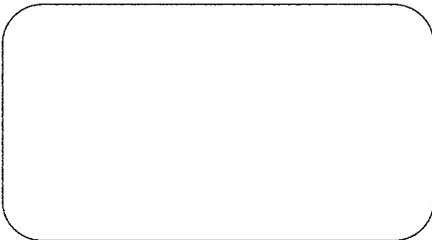
- 1 表記の未払料金をすでにお支払い済みときは行き違いですので、御容赦ください。
- 2 領収証書は、お支払い済みの証拠書類ですので、5年間大切に保管してください。
- 3 未払料金に関するお問合せは、指定期限までに表記「取扱部署」に御連絡ください。

《重要》

指定期限までにお支払いがない場合、やむを得ず給水停止等を行うこととなります。
 このため、指定期限までにお支払いいただけない場合には、表記「取扱部署」に御連絡ください。

《取扱窓口》

※次のコンビニエンスストア



(裏)

御注意

この支払書は、コンビニエンスストア専用です。
 金融機関及び郵便局ではお支払いできません。



別記第三十六号様式の十二を次のように改める。

第36号様式の12 削除

別記第三十六号様式の十三中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「00160-3-960038」や「お支払」や「お支払い」及び「問合せ先」や「お問い合わせ先」及び「お客様さまセンター 03-5326-1101」及び「〒330-9794 ゆうちよ銀行東京貯金事務センター」を削除。

別記第三十六号様式の十四を次のように改める。

第36号様式の14 削除

別記第三十号様式中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「お問い合わせ先」や「お問い合わせ先」及び「ご覧ください」や「御覧ください」及び「ご通知」や「お知らせ」及び「はがししてください」や「開いてください」及び「水道・下水道料金の口座振替済のお知らせ」は領収証書に代わるものとす。

「お客様さま番号」 「◎「水道・下水道料金口座振替済のお知らせ」

は領収証書に代わるものとす。 ◎お問い合わせの際には、「お客様さま番号」をお知らせしてください。

「御使用期間料金」及び「ご使用月分」や「御使用月分」及び「ご使用期間料金」

振当て金額					
計					

「御使用期間料金」及び

に改める。

振当て金額					
計					

別記第三十七号様式の十五中 「東京 中央局」

「ご通知」や「お知らせ」及び「はがししてください」や「開いてください」及び「お問い合わせ」や「お問合せ」及び「取扱営業所」や「取扱部署」及び「ご連絡」や「御連絡」及び「ご使用月分」や「御使用月分」及び「水道ご使用場所」や「水道御使用場所」に改める。

別記第三十七号様式の十六から第三十七号様式の十九までを次のように改める。

第37号様式の16から第37号様式の19まで 削除

別記第三十九号様式の三及び第三十九号様式の四中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「問合せ先」や「お問合せ先」及び「振当て済み」及び「振当済み」及び「問合せ先」や「お問合せ先」及び「振当て済み」及び「振当済み」及び「問合せ先」や「お問合せ先」及び「振当て済み」及び「振当済み」及び「問合せ先」や「お問合せ先」及び「振当て済み」及び「振当済み」

別記第三十九号様式の六中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「振当て済み」

別記第三十九号様式の七中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「振り当て済み」

別記第三十九号様式の八から第三十九号様式の十三までを次のように改める。

第39号様式の8から第39号様式の13まで 削除

別記第三十九号様式の十四及び第三十九号様式の十五中「取扱営業所」や「取扱部署」及び「問合せ先」や「お問合せ先」に改める。

別記第三十九号様式の十六及び第三十九号様式の十七を次のように改める。

第39号様式の16及び第39号様式の17 削除

別記第四十一号様式を次のように改める。

第41号様式(その1)(第41条関係)

東京都水道局長殿

払込額整理票兼領収証

収納総括	課長代理	営業所長

収納年月日

所名	金融機関名	再	No.	収納年月日
				年月日

摘要	金額
窓口収納金額 1	
窓口収納金額 2	
現場収納金額	

摘要

Summary text area

領収証

払込額

年度水道会計
年度下水道

領収日付印
(上記の金額を領収しました。)

払込年月日
払込書No.

(日本産業規格A列4番)

第41号様式(その2)(第41条関係)

東京都水道局長殿

払込書兼払込済通知票(A)

(2枚目)



収納総括

収納年月日

データ種別	所コード	金融機関コード	再	No.	収納年月日	収入年月日
1	5	9	13	14	16	22

領収証

払込額

年度水道会計
年度下水道

領収日付印

払込年月日
払込書No.

(日本産業規格A列4番)

第41号様式(その3)(第41条関係)

(3枚目)

原 符

収納 年 月 日			
払 込 額			

水 道 会 計 年 度 下 水 道			
領収日付印			

払込 年 月 日
払込書 No.

(日本産業規格 A 列 4 番)

摘 要

別記第四十一号様式の三(その一)中

多摩水道事業分

を

削り、同様式(その二)中

カードコード	N	5	0	0
--------	---	---	---	---

を

データ種別	S	5	0	0
-------	---	---	---	---

に改め、

多摩水道事業分

を削り、同様式(その三)中

多摩水道事業分

を「」に改める。

附 則

- この規程は、令和四年一月四日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第七号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和三年十一月一日

東京都水道局長 浜

佳葉子

一 委託期間

令和三年十一月一日から令和四年十月三十一日まで

二 委託した相手方

受 託 者 名

所 在 地

東京都サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号

公 告

土地区画整理事業の清算金等金額通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百十... 条第一項の規定による東京都計画事業有明北土地区画整... 理事業の左記の者に対する清算金等金額通知書は、送付す... べき場所を確知することができないので、同法第百二十三... 条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七條... 第五項の規定により、当該通知書の送付に代えて次のとお... り公告する。

令和三年十一月一日

東京都計画事業有明北土地区画整理事業
施行者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子
氏 名 判明している最後の住所

- 李石 東京都江東区有明二丁目二番一―一九一四号
- 李王欣 東京都江東区有明二丁目二番一―一九一四号
- 大野祐一 ナイジェリア国ラゴス州イコイグローパーロ
ード二八C
- 呉陽 中華人民共和国上海市松江區梅家浜路一五〇
八弄二〇号三〇一室
- 楊浩 東京都江東区有明二丁目二番一―一八一〇
号
- 裘曉蘭 東京都江東区有明二丁目二番一―一八一〇
号
- 大崎裕治 東京都江東区有明二丁目二番一―一九〇六
号
- 鈴木真理恵 東京都中央区佃二丁目二番八―三〇四号

- 長部恒夫 オランダ王国アムステルダム市クローツヴァ
イコフ一〇五
- 濱田孝之 東京都江東区有明二丁目二番一―二六〇七
号
- 藤原篤志 東京都江東区有明二丁目五番二―三二一
号
- 福崎俊章 東京都江東区有明二丁目五番二―六〇六
号
- 謝卓鵬 中華人民共和国深圳市福田區福華一路六号免
稅商務ビル一四〇三
- シヨウ・ウ 中華人民共和国香港特別行政区ワンチャイ、
スター通り九、スタークレスト、タワー二、
二八階フラットF
- 劉洋 東京都品川区北品川三丁目一―一番一―三三
六〇五号

- 胡文豪 東京都江東区有明二丁目五番二―一九一八
号
- 孫碧波 中華人民共和国北京市海淀区学院路三七号三
三棟一〇一室
- チュオン・
テイ・クイ ベトナム社会主義共和国、ハノイ、タイホー
ン・トウール・デイストリクト、トウイクエー五
一、ゴ
ルデン・ウエストレイク、ヴィラセ

- リジエント 福島県白河市新白河二丁目四六番二
号
- 合同会社 中華人民共和国香港特別行政区アイランドサ
ウス、ベルエアーピークアベニュー八、フェ
イス六、ベルエアーナンバー八、タワー八B、
二一フロア、フラットA

- 黒田陽子 中華人民共和国香港特別行政区アイランドサ
ウス、ベルエアーピークアベニュー八、フェ
イス六、ベルエアーナンバー八、タワー八B、
二一フロア、フラットA
- 中村千津穂 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷七七番地一六
号
- 眞壁孝 東京都江東区有明二丁目四番二〇一―一〇一
号
- 大屋正彦 東京都江東区有明二丁目四番二〇一―一七三
号

- ロウゲクハ シンガポール共和国ルクスス丘大通り一七
イ
- 刘怡君 東京都江東区有明二丁目四番二〇一―二〇三三
号
- 張丹霞 東京都江東区有明二丁目四番二〇一―二〇三三
号
- 郭曇飛 中華人民共和国黒龍省大慶市龍鳳區卧里屯大
街五七号一門四〇二室

土地区画整理事業の清算金等金額通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百十... 条第一項の規定による東京都計画事業瑞江駅西部土地区... 画整理事業の左記の者に対する清算金等金額通知書は、送... 付すべき場所を確知することができないので、同法第百三... 十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十... 七条第五項の規定により、当該通知書の送付に代えて次の... とおり公告する。

令和三年十一月一日

東京都計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業
施行者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子
氏 名 判明している最後の住所

- 木口照正 東京都江戸川区西瑞江二丁目二六番地一九
株式会社フ 千葉県千葉市花見川区幕張町二丁目二七八三
クケン 番地一
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 クアリゾート平和島
- 二 店舗所在地 大田区平和島二丁目一番一号
- 三 設置者名 京急開発株式会社
- 四 設置者住所 大田区平和島一丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 小倉 俊幸
- 六 変更後の設置者の代表者名 渡辺 静義
- 七 変更日 令和三年六月二十九日
- 八 届出日 令和三年十月十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和三年十一月一日から令和四年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京

都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 イオンタウン稲城長沼
- 二 店舗所在地 稲城市東長沼千二百五十四番一ほか
- 三 設置者名 イオンタウン株式会社
- 四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 五 変更前の店舗名 (仮称)イオンタウン稲城
- 六 変更後の店舗名 イオンタウン稲城長沼
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか二名
- 九 変更日 令和元年十二月十日ほか
- 十 届出日 令和三年十月二十日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和三年十一月一日から令和四年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和三年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
 - (一)ア 店舗名 (仮称)葛飾区亀有五丁目案件
 - イ 店舗所在地 葛飾区亀有五丁目二百三十九番一ほか
 - ウ 設置者名 東京センチュリー株式会社
 - (二)ア 店舗名 ヨドバシ西新宿MYビル
 - イ 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十番一号
 - ウ 設置者名 株式会社ヨドバシホールディングス
 - (三)ア 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス
 - イ 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか
 - ウ 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名
- 二 東京都の意見の概要
- ア 概要
一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市等の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。
- イ 意見の通知日 令和三年十月十五日
- 三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和三年十一月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年十一月一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数

第九百十二回全国自治宝くじ
三百億円 一億枚

三 証券金額

(三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。(一枚三百円)

四 発売期間

令和四年二月二日から同年三月四日まで

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十四億四千九百九十万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億九千八百八十八万四千九百九十円

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して二億三千八百八十一万八千八百七十七円

九 受託申請期限

令和三年十一月十五日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
二 発売総額及び枚数

第九百十三回全国自治宝くじ
百五十億円 五千万枚

三 証券金額

(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。(一枚三百円)

四 発売期間

令和四年二月二日から同年三月四日まで

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十三億五千万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億九千三百九十六万

八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

八千五百円
発売額三十億円に対して二億四千八百九十六万
八千七百六円
令和三年十一月十五日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

